

山形県
指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画
(ツキノワグマ)

令和8年3月20日から

令和8年5月19日まで

1 目的及び背景

本県は、森林地域が県土の72%を占め、これら広大な森林に生息するツキノワグマは、それ自体が自然の多様性を示す重要な構成要素であり、豊かな県土の象徴ともなっているが、人身被害や農林業被害等を発生させるなど、人との軋轢が大きな問題となっており、人とツキノワグマとの共存に向け、計画的な管理が求められている。

県では、ツキノワグマの生息に関する基礎資料を得る目的で、春季における目視を基本とした生息状況調査を昭和52(1977)年度から開始し、平成14(2002)年から16(2004)年の3か年を除き、毎年生息状況調査を実施している。調査の結果から令和3(2021)年4月の時点で、県全体では約2,300頭が生息していると推定され、全国的にも有数の生息地であると考えられている。

近年のツキノワグマの目撃は、令和2年に795件、令和5年度に765件など、大量出没を記録していたが、令和7年は3,079件となり、これまで最多であった令和2年の約4倍に及ぶ極めて高い水準となった。また、人身被害も過去最多となる13件となるなど、クマによる影響が大きな社会問題となっている。

このようなことを受け、より一層の棲み分けを図り、個体数の増加を抑制する必要があることから、市町村主導の有害捕獲や狩猟による捕獲に加え、当事業により捕獲の強化を図る。

2 対象鳥獣の種類

ツキノワグマ

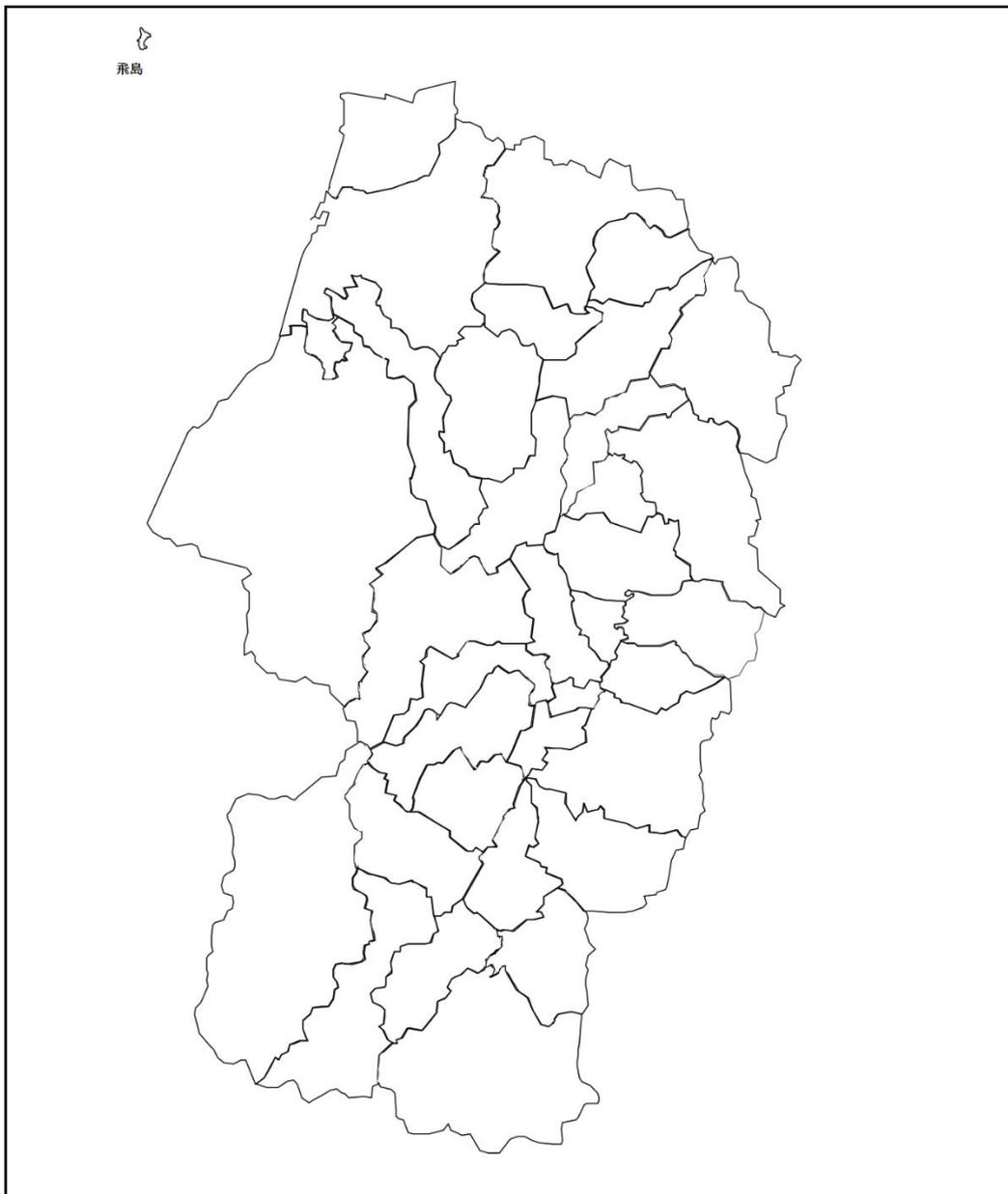
3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
県内全域	令和8年3月20日から令和8年5月19日まで (うち捕獲作業を行う期間：3月20日から5月19日まで)

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
県内全域 ただし、国立公園における特別保護地区は除く	県内35市町村	県内全域で目撃が増加しており、全域的に個体数の増加を抑制する必要があるため。	

実施区域位置図



5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
県内全域	100 頭程度

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1)住民の安全の確保のために必要な事項

① 使用する猟法と規模

実施区域名	使用する猟法	捕獲等の規模
全域	銃猟	1,000人日程度 (必要に応じて受託者と調整する)

② 作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、以下の手順を進めるものとする。なお、委託で実施する部分については、仕様書等で詳細を定めるほか、受託した事業者（以下「受託者」という。）と調整の上決定する。

ア 業務計画の作成

受託者は、実施場所、事業管理責任者、現場監督者、捕獲従事者名簿、業務工程表、安全管理規定、緊急時の体制及び対応、その他必要な事項を定めた業務計画を作成の上、県（以下「委託者」という。）に提出し、計画に基づき進捗等を適切に管理する。

イ 関係者等との調整

受託者は、業務の実施に当たり、委託者及び関係市町村と連携協力して、関係者等（土地所有者、地域住民、狩猟者団体等）との調整を行い、合意形成を図る。

ウ 捕獲等の実施

受託者は、アで作成した業務計画に基づき、捕獲作業を実施し、適切に管理する。

エ 捕獲方法

1) 銃猟

- ・現場監督者は、捕獲従事者の人数や能力、捕獲作業を行う場所の環境などに基づき計画や方針を立て、捕獲従事者に対し役割分担や各自が守るべきことを明確にして、指示を行う。

オ 捕獲従事者証の携行

- ・事業管理責任者、現場監督者及び捕獲従事者は捕獲従事者証を携行し、捕獲に従事する。

カ 安全管理

【安全管理一般】

- ・受託者は、業務計画に基づき捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理規定を尊重し安全管理体制を構築する。
- ・受託者は、交通の妨げとなるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為等のないように十分な注意を払うとともに、事故防止に最大限の注意を払う。

- ・受託者は、人身事故又は第三者に対して損害を与える事故が発生した時は、業務計画の緊急時の体制及び対応に基づき応急処置を講じるとともに、直ちに事故発生状況、原因、経過及び事故による被害内容などを委託者に報告する。
- ・受託者は捕獲作業に当たって、関係機関（県、市町村、警察、消防、医療機関等）との連携体制について整備を行う。

【捕獲作業時の安全管理】

1) 捕獲作業全般の安全管理

- ・現場監督者及び捕獲従事者は作業前にミーティングを行い、作業手順や安全管理について確認を行う。

2) 銃猟の安全管理

- ・捕獲従事者は、見通しの悪い場所や灌木越しの発砲をしないよう周囲の確認を行う。
- ・捕獲従事者が発砲する際は、必ず矢先の方向やバックストップの確認を行う。
- ・捕獲従事者が発砲し、半矢にした場合は追跡し極力回収を行う。

キ 捕獲した個体の回収・処分方法

- ・受託者は、捕獲した個体を原則としてすべて回収し、自家消費及び埋設・焼却により適切に処分することとする。

ク 捕獲情報の収集及び評価

- ・捕獲従事者は、捕獲個体について、別に定める調査様式により捕獲日、捕獲地点、捕獲方法、オス・メス別、幼成獣別等を記録する。
- ・捕獲従事者は、捕獲従事者及び捕獲個体、捕獲個体の必要事項を記載した標示板等を入れて撮影する。
- ・現場監督者は、捕獲従事者からの報告を受け、直ちに事業管理責任者にその内容を報告する。
- ・委託者は、受託者から捕獲数や目撃数、場所などを記載した作業日報を収集する。

ケ 事業報告書の作成

業務終了後、受託者は業務計画書に沿って、捕獲情報（捕獲数（オス・メス別、幼成獣別等）、目撃数、捕獲場所、捕獲作業の風景写真等）を整理し記録する。事業完了後は、事業報告書としてまとめ、委託者に提出する。

コ 効果の検証等

- ・委託者は、当事業の結果を山形県特定鳥獣保護管理検討委員会（以下「検討会」という。）に報告する。
- ・検討委員会では捕獲数や捕獲位置情報のほか、捕獲等の方法、費用などの結果から、目標の達成状況を検証し、次期指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に向けて改善すべき事項の検討を行う。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

- ・事業主体 山形県
- ・実施形態 委託

- ・委託先 認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上の者、鳥獣の捕獲等に必要な安全管理体制や技能及び知識を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者とする。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・受託者は、地域住民や関係者に対し事業内容に関して十分な周知を図る。
- ・受託者は、銃器を使用する場合は、実施区域に注意看板の設置及び監視員を配置し、また必要に応じて立入規制を行い、住民等の安全を確保する。
- ・受託者は、県民などから捕獲に際し苦情を受けた場合には速やかに県に報告する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

社寺境内や墓地では、捕獲は行わない。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 市町村との協議、調整

事業の受託者は、捕獲活動をする市町村と十分に協議、調整をした上で事業を実施する。

(2) 事業において遵守しなければならない事項

- ・受託者は、銃器の使用に当たって、銃砲刀剣類所持等取締法や火薬取締法などの関係法令を遵守し適切に使用する。
- ・受託者は、連絡用無線機やドッグマーカ等の無線機器について電波法に定める技術基準に適合する「技適マーク」の付いた適切な機器を選定し、使用に当たっては電波法令を遵守し適切に使用する。
- ・受託者は、捕獲個体の食肉利用に当たって、食品衛生法及び関連法令、野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドラインを遵守し適切に処理する。
- ・受託者は、国有林など捕獲業務を行うに当たって届出や許認可が必要な区域で業務を行う場合、法令に従って事前に管轄機関に対し手続きを行う。

(3) 事業において配慮すべき事項

捕獲した個体がやむを得ず回収できず、猛禽類等が採餌すること等により鉛中毒被害が生じることを防ぐため、可能な限り非鉛弾を使用すること。

(4) 地域社会への配慮

実施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会とのあつれきが生じないよう配慮する。また、鳥獣管理について広く周知を図り、捕獲等の必要性について理解が得られるよう努める。